



地 共 沖 第 86 号
平成 26 年 6 月 27 日

各所属所長 殿

地方職員共済組合
沖縄県支部事務長
(公印省略)

資格喪失後の組合員証等の早期回収について

平素は地共済業務に御協力いただき、ありがとうございます。

地方職員共済組合においては、様々な医療費適正化対策に取り組んでおり支部の取り組みとして、資格喪失後の医療機関受診により発生した返納金回収に努めているほか、資格喪失後の組合員証等の回収を徹底することにより返納金の発生防止に力をいれております。

今後も医療費返還請求は適正に実施致しますので、引き続き「返還を要する組合員証等の早期回収」にご協力をよろしくお願い致します。

(注) 資格喪失後であっても、未回収の組合員証等を提示し医療機関を受診した場合、共済組合は医療機関への支払い義務が生じてしまいます。
その後、共済組合負担分を組合員へ返還請求します。

記

- 1 平成25年度 組合員に対して行った医療費返還請求総額 約2,000万円
- 2 組合員証等の返還が必要な場合とは
 - ①組合員資格喪失(退職・死亡・他共済への転出・退職派遣・免職等)
 - ②被扶養者の要件に該当しなくなった場合
 - ③組合員証等に記載された有効期限を経過した場合
(任期付職員・限度額適用認定証等有効期限を付された証)
- 3 組合員証等とは、交付を受けた全ての組合員証
組合員証、組合員被扶養者証、限度額適用認定証
特定疾病療養受療証、限度額適用・標準負担額減額認定証、高齢受給者証